

亘理町入札制度改革 (案)

平成 28 年 12 月

宮城県亘理町

1. 入札制度改革に係る基本方針

1) 入札制度改革の趣旨

公共工事は、その発注をめぐる、談合や贈収賄などの不正行為や疑惑が後を絶たない状況であり、本町においても、同様の事件が発生し、入札に対する信頼性を損ねるだけでなく、町民の信頼も大きく裏切る結果となってしまったところであります。

このようなことから、公正で透明性の高い新たな入札制度の構築に向けて検討を行い、入札制度改革に係る基本方針を取りまとめ、入札の透明性・競争性・公正性を向上させるため、入札制度の改革に取り組み、今後二度とこのようなことのないよう、全職員が改めて法令順守と公務員倫理の徹底に努め、再発の防止に取り組むとともに、一日も早い信頼回復のため職務に精励して行きます。

2) 入札制度改革の基本的方向

公共工事に係る談合や贈収賄などの不正行為は犯罪であり、決して許されるものではなく、これらを根絶するという基本認識に立ち、入札制度改革に取り組んで行く必要があります。

また、国や県、そして町では、東日本大震災からの復旧・復興事業により、公共工事が増す中で、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、正確さとスピードが求められています。

このようなことを常に念頭に、透明性、競争性、公正性、品質の確保、不正行為の防止への対応等を基本理念として入札制度改革に取り組んで参ります。

なお、今回の改革内容に止まらず、今後も国、県などの入札制度改革の動向を踏まえ、必要な改革に取り組んで行きます。

2. 入札制度改革の実施方針

1) 厳正なる入札会の執行

職員に対する徹底した意識改革を行うため、全職員に対し、入札契約に係る業務のみならず、職責等に対応したきめ細かい研修会を実施します。

また、入札及び契約締結における事務について、再度見直しを行い、入札実施手順書を作成し、慣例等にとらわれず法令順守による適切な執行を行います。

- ・研修会の実施
- ・入札実施手順書の作成
- ・起工設計書及び予定価格調書の管理の徹底

2) 談合等の不正行為に対する職員の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）の趣旨を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や職員のコンプライアンスの徹底により、不正行為に対する職員の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処して行きます。

このため、職員に対する教育等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組みます。

・ 亘理町入札監視委員会の設置

公共工事の発注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、入札及び契約の適正化に対する取り組みや、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定（改正）。以下「適正化指針」という。）により、入札及び契約の過程、契約内容の情報の公表に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に対して求められています。

この第三者機関において求められる基本的な役割は、

- ① 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- ② 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。
- ③ 上記の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、発注者に対して意見の具申を行うこと。

この第三者機関については年 2 回程度開催するとともに、会議資料及び議事録について町ホームページにより公表します。

3) 予定価格の事前公表

昨今、予定価格については、積算基準に関する図書の公表や積算システムの普及により、類推が容易となっています。

このことから、予定価格を事前に公表することにより、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果、入札及び契約の透明性を確保するといった目的から、宮城県などにおいては予定価格を事前に公表して入札を実施しています。

このため、本町においても、今後再開する入札会より予定価格の事前公表を実施します。

4) 入札会の傍聴

本町が実施する入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るとともに、町民の信頼回復に努めるべく、入札会の傍聴を実施します。

- ・入札傍聴規則の制定

5) 電子入札システムや総合評価落札方式等の新たな入札方式の導入

談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、電子入札システムの導入や価格のみならず、品質、技術力、施工能力などを勘案して決定する総合評価落札方式等の新たな入札方式の導入を検討します。

6) 不落随意契約の適用の厳正化

これまでは、再度の入札を行い落札者がいない場合、再度の入札公告又は指名替えにより新たに入札を行うための時間的余裕がないと判断したときに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に基づき、最低価格の入札者から見積書を徴収し、随意契約を行っていましたが、今後は原則廃止とします。

- ・不落随意契約基準の制定

7) 亘理町建設工事入札参加業者指名停止要領の見直し

不正を行った者に対しては、指名停止措置の適切な運用により厳正に対処するため、当該基準について、指名停止の原因の悪質さや、その程度や情状、結果の重大さなどに応じて適切な期間が設定されるよう見直しを行います。

また、指名停止措置の内容については公表するものとし、その再発防止に努めます。

- ・亘理町建設工事入札参加業者指名停止要領の改正

8) 指名競争入札参加者指名基準の制定

建設工事等の指名競争入札に係る業者選定にあたっては、建設工事等指名競争入札参加者指名基準を制定し、よりの確な指名を行うとともに、一般競争入札の設計金額を1,000万円以上に拡大して実施します。

- ・亘理町指名競争入札参加者指名基準の制定
- ・亘理町条件付一般競争入札実施要綱の改正